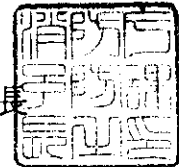




消 防 予 第 1 6 8 号  
消 防 安 第 1 8 4 号  
平 成 1 6 年 9 月 1 7 日

各 都 道 府 県 消 防 主 管 部 長  
東 京 消 防 庁 ・ 各 政 令 指 定 都 市 消 防 長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長



消 防 庁 防 火 安 全 室 長



消 防 法 施 行 規 則 第 4 条 の 2 の 4 第 4 項 に 規 定 す る 登 録 講 習  
機 関 を 登 録 す る 省 令 等 の 施 行 に つ い て

消 防 法 施 行 規 則 第 4 条 の 2 の 4 第 4 項 に 規 定 す る 登 録 講 習 機 関 を 登 録 す る  
省 令 ( 平 成 1 6 年 総 務 省 令 第 1 1 4 号 ) 等 が 平 成 1 6 年 9 月 1 7 日 に 公 布 さ  
れ ま し た。

今 回 の 総 務 省 令 及 び 消 防 庁 告 示 の 制 定 は、 消 防 組 織 法 及 び 消 防 法 の 一 部 を  
改 正 す る 法 律 ( 平 成 1 5 年 法 律 第 8 4 号 ) 及 び 消 防 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正  
す る 省 令 ( 平 成 1 6 年 総 務 省 令 第 5 4 号 ) に お い て、 「 公 益 法 人 に 対 す る 行  
政 の 関 与 の 在 り 方 の 改 革 実 施 計 画 ( 平 成 1 4 年 3 月 2 9 日 閣 議 決 定 ) 」 に 基  
づ き 関 係 指 定 機 関 が 登 録 機 関 に 移 行 す る こ と と さ れ た こ と に 伴 い、 新 た に 申  
請 の あ っ た 登 録 機 関 の 登 録 を 行 う も の で あ り ま す。

貴 職 に お か れ ま し て は、 貴 都 道 府 県 内 市 町 村 に 対 し て も、 こ の 旨 周 知 さ れ  
る よ う お 願 い し ま す。

記

- 1 消 防 法 施 行 規 則 第 4 条 の 2 の 4 第 4 項 に 規 定 す る 登 録 講 習 機 関 を 登 録 す  
る 省 令 ( 平 成 1 6 年 総 務 省 令 第 1 1 4 号 ) [ 別 添 1 ]  
消 防 法 施 行 規 則 ( 以 下 「 規 則 」 と い う 。 ) 第 4 条 の 2 の 4 第 4 項 に 規 定 す

る防火対象物点検資格者に係る登録講習機関として、財団法人消防設備安全センターを登録したこと。

## **2 消防法施行規則第4条の5第1項に規定する登録確認機関を登録する省令（平成16年総務省令第115号）[別添2]**

規則第4条の5第1項に規定する登録確認機関として、財団法人日本防災協会及び財団法人日本繊維製品品質技術センターを登録したこと。

## **3 消防法施行規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関を登録する省令（平成16年総務省令第116号）[別添3]**

規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関として、財団法人日本消防設備安全センター等を登録したこと。

また、これまでの指定認定機関との変更点は、以下のとおりであること。

①電線に係る認定業務を行う登録認定機関として、社団法人電線総合技術センターを登録したこと。

②低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤、蓄電池設備及び誘導灯に係る認定業務を行う登録認定機関として、社団法人日本電気協会を登録したこと。

## **4 消防法施行規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関を登録する件（平成16年消防庁告示第22号）[別添4]**

規則第31条の4第2項に規定する登録認定機関（公益法人以外の法人）として、日本消防検定協会を登録したこと。なお、日本消防検定協会については、公益法人以外の法人であるため消防法施行規則第31条の5第2項に基づき、消防庁長官による登録である。

## **5 消防法施行規則第31条の6第6項に規定する登録講習機関を登録する省令（平成16年総務省令第117号）[別添5]**

規則第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者に係る登録講習機関として、財団法人日本消防設備安全センターを登録したこと。

## **6 施行期日**

上記1～5の総務省令及び消防庁告示について、公布の日（平成16年9月17日）から施行することとされたこと。

○総務省令第百十四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の五第二項において準用する同令第一条の四第三項の規定に基づき、消防法施行規則第四条の二の四第四項に規定する登録講習機関を登録する省令を次のように定める。

平成十六年九月十七日

総務大臣臨時代理

国務大臣 谷垣 禎一

消防法施行規則第四条の二の四第四項に規定する登録講習機関を登録する省令  
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の四第四項に規定する登録講習機関として次の法人を登録する。

名 称	主たる事務所の所在地
財団法人日本消防設備安全センター	東京都港区虎ノ門二丁目九番十六号

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十五号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の六第二項の規定に基づき、消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関を登録する省令を次のように定める。

平成十六年九月十七日

総務大臣臨時代理

国務大臣 谷垣 禎一

消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関を登録する省令  
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の五第一項に規定する登録確認機関として次の法人を登録する。

<p>名称</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>確認を行う防災対象物品又はその材料</p>
<p>財団法人日本防災協会</p>	<p>東京都中央区日本橋室町四丁目一番五号</p>	<p>一 カーテン、布製のブラインド、暗幕、じゅうたん等（消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の三第三項に規定するじゅうたん等をいう。以下同じ。）及びどん帳その他舞台において使用する幕並びに工事用シート並びにこれらの材料                  二 展示用の合板及び舞台において使用する大道具用の合板</p>

財団法人日本織 維製品品質技術 センター	東京都中央区日本橋富沢町 七番十九号	カーテン、布製のブラインド、暗幕、じゅうたん等（織 維製のものに限る。）及びどん帳その他舞台において使 用する幕（織維製のものに限る。）並びに工事用シート （織維製のものに限る。）並びにこれらの材料
----------------------------	-----------------------	--

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第二項の規定に基づき、消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関を登録する省令を次のように定める。

平成十六年九月十七日

総務大臣臨時代理

国務大臣 谷垣 禎一

消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関を登録する省令  
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として次の法人を登録する。

<p>名称</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具</p>
<p>財団法人日本消防設備安全センター</p>	<p>東京都港区虎ノ門二丁目九番十六号</p>	<p>一 屋内消火栓及び連結送水管の放水口                  二 合成樹脂製の管及び管継手                  三 ポンプを用いる加圧送水装置                  四 加圧送水装置の制御盤                  五 総合操作盤                  六 噴射ヘッド</p>

- 
- 
- 七 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備（以下「不活性ガス消火設備等」という。）の音響警報装置
  - 八 不活性ガス消火設備等の容器弁及び安全装置並びに破壊板
  - 九 放出弁
  - 十 不活性ガス消火設備等の選択弁
  - 十一 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤
  - 十二 移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール
  - 十三 定圧作動装置
  - 十四 火災通報装置
  - 十五 避難はしご
  - 十六 すべり台
  - 十七 避難ロープ
-

	<p>十八 救助袋</p> <p>十九 開放型散水ヘッド</p> <p>二十 パッケージ型消火設備</p>	<p>社団法人電線総合技術センター</p>	<p>静岡県浜松市新都田一丁目四番四号</p>	<p>社団法人日本消防放水器具工業会</p>	<p>東京都港区新橋二丁目二番十号</p>	<p>社団法人全国避難設備工業会</p>	<p>東京都港区虎ノ門一丁目十六番九号</p>	<p>社団法人日本電気協会</p>	<p>東京都千代田区有楽町一丁目七番一号</p>	<p>電線（消防法施行規則第十二条第一項第四号ニ（ロ）ただし書に規定する電線及び同項第五号ロただし書に規定する電線をいう。）</p> <p>スプリンクラー設備、連結散水設備及び連結送水管に使用される送水口</p> <p>避難器具用ハッチ</p> <p>一 キュービクル式非常電源専用受電設備</p> <p>二 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤及び分電盤</p> <p>三 蓄電池設備</p> <p>四 誘導灯</p>
--	---	-----------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	-------------------------	-------------------	--------------------------	---



附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第二十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第二項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関を次のように登録する。

平成十六年九月十七日

消防庁長官 林 省吾

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として次の法人を登録する。

<p>名称</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具</p>
<p>日本消防検定協会</p>	<p>東京都調布市深大寺東町四丁目三十五番地十六</p>	<p>一 自動火災報知設備の地区音響装置                  二 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン                  三 非常警報設備の放送設備                  四 パッケージ型自動消火設備                  五 総合操作盤</p>

○総務省令第百十七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の七第二項において準用する同令第一条の四第三項の規定に基づき、消防法施行規則第三十一条の六第六項に規定する登録講習機関を登録する省令を次のように定める。

平成十六年九月十七日

総務大臣臨時代理

国務大臣 谷垣 禎一

消防法施行規則第三十一条の六第六項に規定する登録講習機関を登録する省令  
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する登録講習機関として次の法人を登録する。

名 称	主たる事務所の所在地
財団法人日本消防設備安全センター	東京都港区虎ノ門二丁目九番十六号

附 則

この省令は、公布の日から施行する。